

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月6日(金)午前9時30分から午前11時3分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13人)

| | |
|---------|----------|
| 会長 | 1番 宮島 勇 |
| 会長職務代理者 | 2番 野澤 典生 |
| 農業委員 | 3番 青木 博子 |
| | 4番 飯澤 誠 |
| | 5番 小野 耕一 |
| | 6番 上島 栄子 |
| | 7番 北條 秀明 |
| 推進委員 | 春日 昭利 |
| | 立澤 富朗 |
| | 根橋 俊夫 |
| | 大井田 亨 |
| | 小松 英幸 |
| | 有賀 則幸 |

4. 欠席委員(1名) 瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

農繁期に入りまして大変お忙しい時期でございますけれども、定刻どおりお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただ今から6月の農業委員会総会を進行させていただきます。

開会を野澤会長職務代理お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。季節も早いもので、なしの花からりんごの花に推移して、立夏で田んぼの方も水がみんな張られて早い所はもう田植えも始まっているという忙しい状況の中、皆様にはご参集いただきまして誠にありがとうございます。これより5月度の総会を開催いたしますのでよろしく願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもおはようございます。本当にお忙しい中、ご苦労様です。いよいよ農繁期ということで、田んぼの方の代かきもだいぶ終わっていますし、田植えの方もある程度始まっております。現在のウクライナ問題とか、コロナ問題で色々なものが値上がりしている中で、農業委員会としては自給率と持久力を上げていかなければならないような時代に入ってくると思います。そういった中で、大変ご苦労様ですが、ご審議の方をよろしく願いしたいと思います。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

5番の小野委員さんと6番の上島委員さん、よろしくお願いします。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りますが、入ります前に前回総会の議案第1号5条1番に関しましてA付近の農地の転用が出たわけですが、その際に委員の方から質問があった件につきまして事務局より回答させていただきます。

<事務局 小松>

学童農園がありました A の教頭先生に確認させていただきましたところ、学童農園の代替地は学校の敷地内の土地で対応しましたというお返事でした。例えば、中庭等で既に使われているそうです。従来学童農園として借りていた所は、草刈り等の管理もしきれない部分があったり、移動に時間がかかったりして苦慮していたため、ちょうど良いタイミングであったというお話がありましたのでご報告させていただきます。以上です。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りまして、議長を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

辰野町が所有いたします、

大字伊那富字沢尻…番…、地目は田、面積53㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの A さんが取得するものです。

今回の申請は、B が道路拡幅工事を行う際、A さんが所有いたします農地の一部が含まれるため、その代替地として、B 所有の土地を A さんが譲り受けるものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は115アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長職務代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長職務代理>

それではこの件についてご報告いたします。4月13日に小松推進委員、私、事務局の小松さん、中澤さんの4人で現地を確認いたしました。こちらは今事務局から説明があったとおり、道路拡幅のための減った分の農地ということで、たまたまお話が上手くいきまして、地図のと通りの農地を B が一時買い上げてそれを中谷さんに譲渡という形になりました。たまたまこの農地、A さんは今までこ

の三角地だけで馬入れ等がなく非常に苦勞しておられたということで、今回作業効率化にも最適化だということで、今回の案件が成立いたしました。道路幅も2.5mと非常に好適地でございますので、また馬入れということで特に周辺農地への影響も考えられませんのでご審議のほどよろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、許可・賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積375㎡を、

大字横川…番地にお住まいのDさんが取得するものです。

譲受人のDさんは横川で耕作をされていますが、今回申請地の隣に住宅の新築をされる娘さん家族の申請に合わせ、耕作予定のない譲渡人より申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は64アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

それでは、北條さんがちょっとご都合が悪かったものですから、会長さんと私で現地を確認させていただきました。概要は今事務局から説明があったとおりで、現況は地籍調査をやった所ですので境界はしっかりしておりました。現状は、地目が田んぼになっているんですけども、実質的には畑、転作用の状態です。管理はしっかりされていますけれども、耕作はこれからという状況でした。隣は後で5条で出てきますが、隣接地に公務員の娘さんが家を建てられるということで、その隣が今回この農地になっています。農地をこのままにすると荒れちゃうということで、お父さんがここで頑張って農業をやるということになっておりますので、それ以上は特に問題はないと考えられます。以上です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成

の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

＜山田事務局次長＞

1番の議案をご説明する前に、「許可を受ける前に農地が既に転用されている」という件についてご説明させていただきます。転用許可届出を受けずに農地を転用すると農地法違反となります。違法転用者は懲役刑や罰金刑などの刑罰が科せられ、また、現状復帰命令が下されることもあります。

しかし、無断転用の事例を見てみると、「農地法のことを知らずに無断転用してしまった」とか「他者から譲り受けた土地が無断転用されていた」というように、故意でないものもあります。

農業委員会としては違法状態を知りながら放置することはできませんが、違反転用者全員に現状復帰をさせることは必ずしもよいとは言えません。そのために、無断転用してしまったときの救済措置として「追認許可」が認められています。

追認許可の際には、通常の転用許可申請書類に加えて、「経過書」や「始末書」の提出をお願いしています。その内容から、これまでの経過を確認し、故意でないことや十分な反省がみられること、また事業を継続していく必要性や周辺の農地への影響を踏まえて許可の判断をします。このように追認許可という制度がありますが、無断転用が認められているわけではありませんので、事務局からも、農地転用の許可を受けてから計画をすすめていただく必要があることを周知していただくよう、広報誌等を通じてお知らせしていきますので、委員の皆様も現地確認やパトロール等で発見した場合には事務局までご連絡をお願いいたします。また、なかには、農地区分や転用内容によって、転用許可ができない場合もありますので、1案件ごとに精査して処理をしていきます。

これからご説明する1番の案件も追認の許可の案件でございます。

使用貸借権の設定でございます。地図は4ページ、広域図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの Aさんが所有いたします、

大字伊那富^{おぎわら}字荻原…番…、地目は畑、面積521㎡を、

同じ大字伊那富…番地にお住まいの Bさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

申請地は、既に工事が着工されているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者の Bさんより顛末書の提出を受けております。内容としましては、今回の申請地の一部を過去に宅地として利用していた経過があり、農地法の許可が必要だと思わずに着工してしまったとのことです。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

借受人の Bさんは、現在申請地に隣接する実家に家族で生活していますが、家族も増え、手狭

になったことから、祖父である A さん所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、JR 羽場駅および羽北保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、野澤会長職務代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生会長職務代理>

この件についてご報告いたします。4月13日に C 司法書士さん、小松推進委員、私が現地で立ち会いました。事務局からも説明がありましたとおり、追認許可という今回ちょっと異例の形になりました。経過について司法書士さん及び所有者に確認しましたところ、この土地の所有者、もう90歳以上のご高齢のおじいさんですが、A さんが昭和60年頃まで小さな家があったということで、この土地の一角に家がありました。それを解体し、その後畑、農地にしたという経過があります。その住宅があったということで、またそこに家を建てて良いだろうというような所有者の判断があって今回の様な事例が発生いたしました。そういうことで、ここは国道面した所ですので特に他の農地という所はございませんので、問題はないかと思えます。境界もはっきりしていて、上下水道も近隣まで整備されています。また、道路も国道が隣接しているということで、特に問題はないかと思えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<野澤会長職務代理>

これが分かったのは、事務局から指摘があったというんですけれど、私達も今まで農地パトロールでは畑という認識で、正直なところ農地パトロールで確認が漏れたということもあると思うんですけれど、どうやって分かったんですか。

<事務局 中澤>

今回、建築確認が建設の方に出されていて、その時に農業委員会の書く欄もあってまだ転用されていないよということで書かれていたんですけれど、建築確認は下りて、事情があってすぐに家を建てられなくて案件はそのままにあったんですけれど、その後改めて建てるということになった時に水道の関係で水道担当の方に連絡があって、水道担当者からいつ許可が下りたのということで確認を受けた時にそれはまだ申請を受け付けていないよというところから、今回建てられる方のお父様にご連絡させていただいて、まだ申請が出ていないというお話をさせていただきました。それがきっかけです。

<野澤会長職務代理>

ありがとうございました。

<宮島会長>

それでは5条1番について、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのDさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、地目は田、面積1155㎡ほか39名44筆 計66,639㎡を、

東京都八王子市石川町…番地に所在するEが取得し、工場および駐車場として既存の工場敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人のEは、出店から39年以上経過し、既存施設や設備の老朽化が著しい状況となったため、建て替えをされる計画であります。また、駐車場につきましては、既存駐車場が近隣に点在しているため、町道の横断や駐車場内での接触事故等、従業員の安全確保が課題となっており、今回駐車場を集約させる計画であります。

申請地はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。令和4年4月15日付けで承認された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、町の経済的発展につながることから、許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でありましたが。平成19年2月から平成29年9月にかけて段階的に農振除外の公告が済んでおります。

また、今回の申請地を管理区域に含むF水利管理組合および、申請地の一部の地役権者であるGからの同意書もいただいております。

なお、こちらは3,000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、野澤会長職務代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長職務代理>

この件についてご報告いたします。4月13日に事務局の山田さん、小松さん、中澤さん及び小松推進委員さん、私の5名で現地の立ち会いを行いました。この地域は非常に6haと膨大な所なので

すが、H にとっては優良な田んぼの所でございました。非常に優良な農地ではございますが、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。経済ということでそちらの方を鑑み、今回移転ということで案件として出て参りました。周辺農地への影響ということで、建物は道路側に3階建ての建物ということですが、日照権等については特に問題ないと考えられます。ただ、今私も役員をしておりますがI、先ほどFという話がありましたが、その更に下のIという水路、J、K、Lの3地区の田んぼの農家さんが加盟しております I 水利管理組合の方からは駐車場敷地内の雨水を田んぼの用水路に入れないう暗渠等の排水対策をしてくれということで、これについては今回の案件で確認ができて合意はしております。今回の案件については、非常に特殊な案件で、非常に大きな案件でございますけれども、地域経済の発展ということで特に問題はないかと思っておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<根橋推進委員>

質問なんです、現在もかなり広い駐車場が道路の南にあると思うんですが、それは引き続き使いながら今回申請するというのでしょうか。

<事務局 小松>

当面は並行して使っていくようですが、最終的には借地については契約をやめたり所有地については処分したりしていく予定であると聞いております。

<宮島会長>

よろしいですか。

<根橋推進委員>

はい。

<宮島会長>

他にありませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字横川…番地にお住まい M さんが所有いたします、
大字横川字一ノ瀬…番…、地目は田、面積321㎡および、
大字横川字一ノ瀬…番…、地目は田、面積316㎡を、
諏訪市大字豊田…番地…にお住まいの N さんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人の N さんは貸付人の M さんと親子であり、現在は町外のアパートにて生活をしていますが、家族が増え手狭になったことから、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地はおおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地であります。申請地が事業を行うのに最適であり、位置的代替性がなく、また集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが令和4年3月11日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては飯澤委員、立澤^{たてざわ}推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤委員>

4月16日に立澤推進委員と土地家屋調査士の O さんと3名で現地の確認をさせていただきました。この土地の地図にもありますように、分筆も含めまして境界杭もしっかり入っておりますし、それから上下水道も特に問題はございません。それから、県道 P にも接道しております。周辺農地への影響ということで隣接農業者の同意もございますので、特に問題なく同意いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいの Q さんが所有いたします、
中央…番、地目は田、面積601㎡を、

中央…番地…にお住まいの R さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の Q さんは高齢のため、農業を営むのが困難になり、農地の売却を考えておりました。

譲受人の R さんは、今後家族が増えることを考え、環境もよく利便性の良い申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。また、先ほどの3条2番で、R さんの父親である S さん

が、隣接地を農地として取得する申請を出されています。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

北條委員がちょっとご都合がつかなかったものですから、4月19日に会長さんと立ち会いを行い、現場の方は行政書士の T さんが立ち会いを同行しました。現場は、U のほぼ中央の真ん中辺にある所で、周辺はだいぶ宅地が進んでおりまして、ここも住宅としては適地であり、上下水道の方も使用可能ということで問題ありません。土地の状況も、田んぼとしては使用されておらず畑として管理をされていた所ですけれども、今回の Q さん、Q さんは V の老人ホームの住所でありまして、施設に入所されていて、今後農業が展開できない中で今回宅地として売買をしたいということのようであります。借受人の方は、今説明があったとおりで、住宅を新築して快適な住居を確保したいということですので、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計15件、22筆、面積は20,958㎡、詳細は議案書10ページのとおりであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、2筆の利用権の設定であります。詳細は議案書13ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農

地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と2筆、2,690㎡について15年8ヶ月の賃借権を設定するものです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書13ページのとおりであります。Aへ2筆、2,690㎡について15年8ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とAとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<野澤会長職務代理>

Aは、最近の事業者さんでちょっとお伺いしたいのですが、Bを栽培されていらっしゃるんですね。主の事業と今後農地を借りられるとしたらC地区だけなのか、その2点について分かれば教えてもらいたい。

<事務局 小松>

主な栽培作物は、Bです。今後農地を借りる場所としましては、現時点ではC以外でやるというお話はないです。ただ、Dでは既にやっつけていらっしゃるようです。

<野澤会長職務代理>

辰野町のEでやるような話はないですか。

<事務局 小松>

現時点では、そのようなお話はないです。

<野澤会長職務代理>

分かりました。ありがとうございました。

<宮島会長>

他にありませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の14ページのとおりであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出及び記録簿の記帳方法に係る

動画配信資料・項目確認表(しおり)の配布について

(事務局 小松)

→前月分の活動記録簿提出について、本日は栽培作業が予定されていて時間が限られているため、次回まとめて提出していただく。記録簿の様式が、両面で4回分記入できる形式になり、以前のようにひと月ごとに1枚の用紙にまとめられないため委員と事務局とのやり取りが難しいが、総会開始前に記録簿を回収して、役場農政係の者にコピーを依頼し、総会終了後には返却してまた続きから記入してきていただくという方法でやってみることとする。

動画配信資料は、自宅にインターネット環境がある方は都合の良い時に動画を見ていただきたい。見られない方は、配布資料だけでも内容が分かるようになっているため確認いただきたい。

項目確認表は、記録簿のしおりとして活用いただきたい。

○農業者年金加入推進ニュースNo.1の配布について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。辰野町では、令和3年度の目標加入者数は1名であったが、最終的に2名の方に加入いただくことができ、目標達成となった。

○身分証明書の配布について(事務局 小松) ※次第に記載なし

広報たつのの記事用の写真を使用させていただき、証明書に貼らせていただいで配布した。各自で氏名等を記入いただき、4月に配布した農業委員会手帳の表紙の裏側にある透明なカバー

に挟んで入れてお持ちいただきたい。証明書を必要とするケースとしては、農業委員会の業務として農地所有者等に書類の提出を求めたり、農地に立ち入って調査をしたりする際、詳しくは手帳の後ろの方に記載されている農業委員会等に関する法律第 35 条に該当する場合や前例はないが農地所有適格法人という農地を取得することができる法人への立ち入り調査を行う際に携帯していただくことになっているが、必要に応じてご提示いただきたい。

○農地利用意向調査に係る聞き取り調査の協力依頼について(事務局 中澤)

→配布資料に基づき説明。農業委員には、各地区で利用意向を確認していただきたい方のリストを配布した。全員にというわけではないが、その中で訪問したり電話をしたりして意向を伺うことが可能な方がいたらご協力をいただきたいという依頼である。配布したリストの後ろには、昨年 11 月に所有者に配布した文書とその時の調査書、農地の地図を挟んである。地図等で不明な点はまた聞いていただきたい。農業委員と推進委員がペアになって、意向を伺ってもらいたいが、目安として今年度の農地パトロールが始まる9月前までに実施していただきたい。

<宮島会長>

記録簿のコピーの件について、5月分なら5月分をその時に出さなければいけないのか、それともちょっと空けても良いのか。空けても良ければ、裏表が終わった時点でコピーするということができるのか。

<事務局 小松>

締め切りのタイミングがどうなるか、まだ先がよく見えていない。

<野澤会長職務代理>

この記録簿は相当なページ数があるので、これだけあれば1年間足りると思うので、月単位で出して、コピーしてもらって来月返してもらえば良いと思う。空白の所はもったいないと思わなくても良いと思う。

<小松推進委員>

この記録簿の扱いはどうなっているんですか。役場に出したら、その紙はどこへいくんですか。

<事務局 小松>

私の所で持っています。

<小松推進委員>

書いてあるものはどういう処理をするんですか。ファイルに入れるだけで飾っておくんですか。

<事務局 小松>

報告様式を確認できていませんが、県には報告することになります。

<小松推進委員>

それは役場の職員がまとめて、入力するんですか。

<事務局 小松>

そうです。

<小松推進委員>

そんなことをしなくて済むようなシステムを作った方が良い。

<事務局 小松>

そうです。今後、委員が一人1台タブレットを持つようになったら、各委員がそれに活動記録を入力してそのタブレットからデータを抽出できる仕組みを作るという話が出ている。

<小松推進委員>

タブレットはいつになるか分からないため、エクセルのシートを作って配り、それを役場で自動的に集計できるようにしたらどうか。そうすれば余計な手間がかからない。何か無駄だと思うんだよね。一生懸命書いたものをまた集計しなければならないんだよね。書く手間と集計する手間と二重にかかるんだけど、そんなの1回パソコンに入れて送って自動で集計してもらえば手間がいらなそうですよね。

<宮島会長>

今回の意見を参考に総合的に見ていただいて、今後の課題としてちょっとまた考えていけば良いと思います。お願いします。

<赤羽事務局長>

いただいた意見は参考にさせていただいて、私共の事務の軽量化を図っていかねばならないことはもっともな話でございますので、今後考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○遊休農地発生防止・解消対策について(根橋推進委員長、青木委員)

→配布資料に基づき説明。本日澤底の圃場近くのハウス内でトレー(2トレー/人、2粒/穴)に播種し、各自持ち帰り育苗してもらう。朝晩の水やりをしっかりと行い、暖かい所で育てることが大切である。次回の栽培作業(定植)は、生育状況にもよるが5月23日とする(→後日、低温の日が続いて生育状況がよくないため、5月30日に順延することとなる)。定植時期の目安は、根が

しっかり張ってトレーから外れる程度、5cm位になったのが良い。

<春日推進委員>

種をまくトレーは、ブロッコリー用のトレーでも良いですか。

<根橋推進委員>

使用するトレーは 128 穴で一番小さいものですので、ブロッコリー用は 54 穴位だと思うのでそれは余計良いと思いますが、もう土も入れて準備してありますので今回は 128 穴を使用します。

○農地相談会について(根橋推進委員長)

私は職業柄、農地を売りたいとか、耕作できないのでどうしたら良いかといった相談、一部私が引き受けて耕作している所もありますが、要はそうこうしているうちに JA さんが新町の所を廃止し、箕輪の方に統合され、権利移動だけではなく農業に関する質問等を私も結構受けてしまって、今回色々勉強させてもらったら、農業委員や推進委員の大事なことはそういう困っている人の話をよく伺って、自分達が解決するというより、解決する方向に向かって整理をし、取り組むようにということが書いてありました。そういう方を待っていてもどこへ行ったら良いか分からないということになるので、要はヒントを得たのは町社会福祉協議会が月1回なんでも相談会というか、困りごと相談会を平日にやっていて、そこには社協の職員だけではなく司法書士だとか行政書士だとか、弁護士等の専門家も背後にいて、そこで何とか希望を聞いて解決を図っていくという取り組みをされていて非常に良いことだと思います。できれば農業委員会として、そういう月1回なんでも相談窓口というのを作って、それで職員の方はもちろん対応していただくんですが、委員 14 名がいるので、私と会長は隔月で必ずどちらかが出ることにして、あとの委員さんはある月に、月 1 回やるとしたら年 1 回同席していただいて困りごと等を聞いていただく。それで聞いていただいたら、今度それを地区に振り分けたり専門家に相談したりして何とか農業に関する様々な悩みを持っている方の解決をするために一肌脱いでいただいたらどうかと提案させていただきたいと思っています。活動としては、月1回2時間位相談の窓口に立ち会って一緒に話を聞いていただくということで良いかなと思います。事務局の方は設定が大変かもしれませんが、私と会長さんで分担して必ずどちらかが出ますので、そこに出席された委員さんと一緒に問題の把握だけすると、それで大事なことは待っていても情報がないので、そういうことをすれば不特定の困っている方からの情報も寄せられて動いていけるのではないかという趣旨ですので、何とかご理解いただければ、進めたらどうかということで提案です。

<宮島会長>

今、根橋推進委員長から提案がありましたけれども、いずれにしても私達が部落に帰った時に部落の人の中から色々な質問が出るわけですけども、その時にどうしたら良いのかなという心配がどうしても出てしまう。相談されたらどこへ行けば良いのか、役場、事務局へ行ってという言い方しか

ないんですけど、一応その地元でそういう人がいたら町のその決まった時間に行ってくださいということを言っただけならば、そこに待機している者がこの件については事務局にお願いするか詳しい根橋さんにするとか、そういう振り分けをするだけなんで、自分が地元で聞かれるのではなくて、聞かれたらここへ来ていただくように言っただけならば良いと思うので、そういった中で流れをはっきりすることが重要だと思います。その流れを文書化していただいて、それに基づいて対応していくというような、最初委員になっても色々なことがほとんど分かっていませんし、皆さんも困ると思うので、こちらの方へ来て相談してくださいということで流れを作っていけば、今後の問題解決になって良いと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

<赤羽事務局長>

今、根橋推進委員長より提案がありました。近隣の箕輪町さん、南箕輪村さんも既に農業委員会の委員さんが相談窓口というか、相談役となってやっている事例があるわけでございます。そういうことも参考にさせていただきながら、今いただいた提案にご意見があればお願いします。

<立澤推進委員>

その相談会は役場のここへ来るんですか。地域で受けて、要するに川島なら川島でこの日やります、澤底なら澤底でやりますと、地域巡回型の方が当然その土地の人が多いわけですから、そういうやり方が良いとちょっと思っているんです。役場へ来て、たくさんの方が来られるチャンスが多いかもしれないですけど、地域の農業のことなので、相談会は地域でやっていくと、月ごとで変わってくるという感じですね。そういうやり方はどうですか。地元の農業のことなので、地元の人が来やすいような状態を作ってあげるという形を考えていただければちょっと思います。

<宮島会長>

地元の方は地元の方で対応できればそれでやっていただければ良いと思うんだけど、町の中の全体的なことはこっちへ来てもらって、例えば川島で出るような問題が他の所にもあるかということが分かると思うので、そこら辺をどんな状況か見ながらやるのも良いかと思っています。

<立澤推進委員>

まあ、そういう私の意見なんで。

<赤羽事務局長>

まずは、新たな委員会体制で農地相談会という窓口を開いての相談会を開催する点についてのご意見は賛成という形でよろしいですか。→異議なし。では、できるだけ早く始めるということで、次回の総会で手順・日程等をこちらで選択させていただいて、今地域巡回というお話もありましたけれども全体とすれば役場の会議室をとって始めていければと考えておりますので、次回の総会にはお示しをするということでよろしいですか。

<根橋推進委員長>

今のご意見に関連して、実は今私の担当の中部ブロックは営農組合がなくて困っているんですが、今まさに言われたことを地域でやろうと個人的には思っています。その際お願いは、事務的なサポート、私の名前で文書を出すのも変なものですし、農業委員会で地区担当、根橋俊夫としてやって、要は地域の皆さんにまともしてもらって、どうするかという話し合いを近々に持ちたいと思っています。そんな点で、ちょっとこれとは違いますけれどもまたサポートをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。会長さんの名前と地区担当ということでやらないと、信頼されないと困るので、農業委員会がやっているという信頼性があるので、そういう意味でサポートをお願いします。

<赤羽事務局長>

地区でそれぞれの委員さんが農業委員会の委員という立場で推進活動をしていただくことは十分考えられますので、事務局サイドとしても応援していきたいと思っておりますし、会長名の通知が必要であれば良いと思っております。

それでは、今後7月以降、6月中旬から始まるか分かりませんが、農業に関する相談窓口を開設したいということで設定をさせていただきたいと思っております。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:6月2日(木)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

皆さん、長時間慎重審議ありがとうございました。これにて、6月の総会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印